

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度都島区広報誌企画編集業務委託

2 契約の相手方

株式会社インターブレン

3 随意契約理由

本業務は、市政・区政情報、身近な地域活動などを迅速かつ的確に区民へ提供し、区民との信頼関係を構築し、市政・区政運営への関心と理解を高め、参画や協働を得ることを目的とする広報事業のうち、広報誌編集業務を委託するものである。

本業務の実施に当たっては、区民へ「より伝わる広報誌」の提供を行うため、区民へ効率的・効果的に分かりやすく情報を周知するための技術力や芸術性・創造性が重要であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社インターブレンの評価点が最も高く、契約相手方として適当であるとの意見を踏まえ、株式会社インターブレンと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市都島区役所 総務課（政策企画）（電話番号 06-6882-9989）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和8年度都島区民まつり業務委託

### 2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

### 3 随意契約理由

現在、大規模集合住宅の開発や ICT の進展等、社会環境の変化により新旧住民間や世代間における交流促進が進まず、地域コミュニティの推進に影響を及ぼしており、活力ある地域社会の実現にむけて、人と人とのつながりづくりの促進が求められている。

本事業は上記の課題を踏まえ、単なるイベント開催ではなく、事業の企画段階より地域住民をはじめ、地域のまちづくり等に取り組んでいる地域活動協議会など地域で活動される様々な団体で構成されている実行委員会との連携・協働により実施しており、様々な団体と協働することで多様な地域活動の担い手の発掘と連携及び協働に向けたネットワーク形成を促進すること、自律的な地域コミュニティの育成を図ることを目的としている。

本事業の目的を達成するためには、地域住民のニーズを的確に把握しつつ、各種団体の繋がりを意識して事業を実施できる実行力が必要であるほか、実行委員会の構成団体との連携・協働による様々な地域活動やコミュニティ事業の企画実施に関する実績等を有している必要がある。

一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、都島区内の各種団体で構成する都島区支部協議会の運営を行うことで地域における日常的なコミュニティの現状・課題の視点を有し、各種団体の強みや弱みなどの状況も把握するとともに、各種団体との協働による事業実施の実績を有している。また、これまでも本事業を継続して受注し円滑に実施した実績があるほか、類似事業に関する専門性やノウハウ、情報の蓄積もあり、地域との良好な関係を継続しつつ円滑に本業務を実施し、本事業の継続性を保ちながら、充実性・発展性を確保できる組織体制・運営基盤を有している唯一の団体である。

また、本市が仕様書において取扱いを認めている協賛金についても、一般財団法人大阪市コミュニティ協会はこれまで各種団体と築いてきた関係性や実績により実効性ある効果が期待でき、本事業の充実・発展や本市の経費削減に大きく寄与できる唯一の団体でもある。

以上のことから、一般財団法人大阪市コミュニティ協会以外に本業務を履行可能な

団体がいないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、今年度も随意契約を締結し、特名契約相手方を一般財団法人大阪市コミュニティ協会とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市都島区役所市民協働課（電話番号 06-6882-9734）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

都島区地域福祉コーディネート及び地域子育て連絡員業務委託

### 2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市都島区社会福祉協議会

### 3 随意契約理由

本事業のうち、地域福祉コーディネート事業については、区内9小学校区にある福祉会館等を拠点に、地域事情に精通した人材をコーディネーターとして配置することにより、地域で起こる様々な福祉課題に、より身近なところに対応できる体制の構築を目指し、平成25年度から実施してきた事業であり、各地域の関係機関・専門機関との連携により、福祉コミュニティの促進を図ることとしている。また、地域子育て連絡員業務については令和2年度から実施しており、地域子育て連絡員を配置することにより、支援を要する保護者や子どもの相談窓口になるとともに、日常的な状況把握を元に子育て支援室と連携し児童虐待の防止を図ることとしている。

事業実施に当たっては、地域の福祉課題を把握し、行政と地域との中間支援機能を有することや、福祉分野における専門的な知識やノウハウが求められる。

都島区社会福祉協議会（以下、「区社協」という）は、上記の要件を満たすとともに、平成26年4月、当区との間に「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結し、都島区における地域福祉を推進するため、相互に役割を分担して、連携・協働することとしており、行政と地域との「中間支援機能」の役割を果たす中で、都島区地域福祉ビジョンにおける3つの基本目標である「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」「地域における相談支援体制の充実」「生活困窮者への支援の強化」の実現において重要な下支え機能を担っている。

これまで地域福祉コーディネート事業では、要援護者名簿の管理や整備、地域の協力者と連携した見守り活動等、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の側面的支援も担ってきた。「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」は福祉局が区社協と事業委託契約を結んでおり、地域福祉コーディネーター及び地域子育て連絡員による地域への支援と連携して実施していく必要がある。

また、令和2年度より配置している地域子育て連絡員においても、地域に根差した支援者として地域福祉コーディネーターと同様に福祉及び地域事情に精通した人材が必要であり、地域における日常的な視点から重大な児童虐待のゼロに向けた取組みを行うためにも、これまで地域福祉コーディネート事業を実施してきた区社協が唯一の組織で

ある。

以上のことから、地域社協をはじめ地域振興会や地域活動協議会、地域の民間企業等との幅広いネットワークを有し、地域との良好な関係を継続しつつ円滑に本業務を実施するためには、契約の相手方として福祉の専門職団体に構成される区社協において他になく、また、地域福祉の分野で各地域の核となる人材を確保したうえで、行政の役割を補完しつつ専門的な指導を行える事業者は他に存在せず、「地域福祉の推進」に区役所とともに、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体であることから区社協を本事業における契約の相手方として指定する。

#### 4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

#### 5 担当部署

大阪市都島区役所保健福祉課（電話番号 06-6882-9857）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度都島区小学生サポート事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社キズキ

3 随意契約理由

本事業は、経済面や家庭環境に課題を抱える小学生をサポートするため、学習支援・悩み相談を行う居場所を区内9地域に開設し、学習意欲の向上や学習習慣定着のほか、生活面における不安解消にも取り組むことで、子どもを支える環境の充実にを図ることを目的として実施するものである。

本業務の実施に当たっては、児童の学習指導、悩み相談に関し、高度で専門的な技術力が求められるところであり、広く企画提案を受け、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法を採用することが望ましいため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社キズキの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社キズキと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市都島区役所 保健福祉課（こども教育）（電話番号 06-6882-9944）